

議案第六十一号

杉並区立子供園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年九月八日

提出者

杉並区長

田

中

良

杉並区立子供園条例の一部を改正する条例  
杉並区立子供園条例（平成二十一年杉並区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

杉並区立高円寺北子供園	杉並区高円寺北二丁目一四番一三号
杉並区立成田西子供園	杉並区成田西一丁目二八番六号

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立子供園条例別表第一に規定する杉並区立高円寺北子供園及び杉並区立成田西子供園の入園の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

3 杉並区立学校設置条例（昭和三十五年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の項を次のように改める。

一 幼稚園

名称	位置
杉並区立高井戸西幼稚園 杉並区立西荻北幼稚園	杉並区高井戸西三丁目一五番四号 杉並区西荻北一丁目一九番二二号

（提案理由）

子供園二箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。